氏
 名
 平
 田
 由
 美

学位(専攻分野) 博 士 (文 学)

学位記番号 論文博第 428 号

学位授与の日付 平成14年1月23日

学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 女性表現の明治史:樋口一葉以前

(主 查) 論文調查委員 教授日野龍夫 教授木田章義 助教授大谷雅夫

論文内容の要旨

○本論文の企図

19世紀後半の日本は、明治維新を震源とする政治・社会・文化のあらゆる領域における大きな地殻変動をこうむった時期として規定することができる。これはまた、世界史的に見れば、西ヨーロッパを基点とする資本主義の進展と、これを基盤とする近代国民国家の成立が、東アジア地域の一小国たる日本に波及した時期であったといえよう。

このような視点から明治の文学をとらえるとき、その歴史的展開が、リアリズムに代表される西欧文学の文芸思潮の移入 と、国民国家成立の一要件である言語革命としての言文一致体の出現として把捉されることに異論の余地はないと思われる。 すなわち、坪内逍遙の『小説神髄』を理論面の、二葉亭四迷の『浮雲』を実作面での「近代」の画期として、明治文学をと らえる視座である。

本論文の叙述もまた、基本的には近代文学をリアリズムという理論的側面と言文一致体という実践的側面において分析するこの枠組みを採っているが、しかし、論の目論見はそこに新たにジェンダー概念の導入を試みることにある。具体的には、文学的テクストの史的展開において、社会的性差へと編成された生物的性差がいかに国家秩序の形成原理として機能したかという問題機制を立てることによって、これまでの男性作家を中心とした文壇史や、あるいは大家による正典的な作品中心主義によって書かれた近代文学史の書き換えを目指すものである。

資本主義は生産と消費を分離してそれぞれを公領域と私領域に配分したが、このとき女性は誕生から死までのあらゆるライフステージにおいて、あるいは労働から生殖までの社会的行為のあらゆる局面において、家庭という私領域に囲い込まれる不可視の存在となった。この公私の分離と女性の私領域への囲い込みというジェンダーの問題関心からすれば、明治半ばの作家たちがおかれていた状況を「表現苦時代」と呼んだ坪内逍遙のことばも、たんに新しい文学の理念やそれを表現するための新しい言語を創出する苦しみのみを回顧したものではなく、女性の書き手にとっては、いかに書くかという文体をめぐる困難さ以上に、書くことそれじたいを獲得するための苦闘を強いられていた時代を意味することばとして読まれるべきものになるだろう。

近代の進化思想は、「野蛮」から「文明」へという時間軸とともに、「中心」と「周縁」という空間軸による差異化によって、個々の社会や国家を等級化して、後の帝国主義的地域編成を正当化する原理を準備したが、それは明治国家の内部においてはジェンダーと階級による「国民」の序列化を進める原理として働いた。このとき、女性は中心的存在としての男性の所有対象として周縁化され、政治的権利をはじめとするさまざまな自己決定権を剝奪された、「二流国民」として位置付けられる存在となった。このように近代国民国家において不可視化されてきた女性を、行為主体、表現する主体として考究の対象に据えることによって、ジェンダーによる秩序の形成が私領域に限定される問題ではなく、文化的テクスト生産の場という公領域における政治的な差異化の問題であることが明らかになるはずである。

○本論文の構成と各章の要旨

第一章「女の声を拾う」

ここでは,近代ジャーナリズム創生期の「小新聞」と呼ばれる大衆向け新聞を資料として,そこに登場する女性(名)の 投書の経時的変化とその内容変化を跡付けながら女性の読み書きをめぐる状況を分析する。

1870年代半ばに相次いで創刊された小新聞は、「婦女童蒙」の啓蒙を刊行の目的として掲げ、新聞を読む芸娼妓を開化のシンボルとして表象しつつ、女性による投書を満載した。この時期の小新聞の文体は、流通地域・部数・紙面の局限性のゆえに、記事であると投書であるとを問わず、芸者の替え歌投書に見られるごとき、音曲的な江戸はなしことばの要素を多く保持していた。しかし、この状況は70年代後半には新聞の地域的拡大、部数の増大、紙面の拡幅にともなって変化する。この時期の各紙の紙面では、共通語としての文語文体が江戸語的談話体文章にとってかわり、それと同時に芸娼妓の投書が姿を消して、男女同権論にかわって良妻賢母思想を唱える投書、記事が急激に増加した。

この変化は1880年代に入ると、いっそう加速する。女性のリテラシーは、次世代の「国民」を育成する母親として必要な能力であるかぎりにおいて奨励されるものとなり、そこから逸脱する読み書きには厳しい限定が加えられるようになる。芸娼妓たちのような家父長制社会の周縁にある女性を少数者として排除することによって、残る大多数の女性が母親という名のもとに「二流国民」として統合されていったのである。

第二章「女の読み書きを追う」

第一章に述べた女性の読み書きをめぐる新聞紙上の論調の変化は、明治14年政変を境にする、民権から国権へという政治的な状況変化の紙面における現れであったといえるが、本章では、この変化を「女権」から「女徳」への転換として、具体的には女性向け雑誌を資料に女性の読み書きをめぐる規範的言説とリテラシーの実態における近代の変化を考察する。

18世紀以降,女性の読み書きに対して最大の規範力をふるった『女大学』系テクストは,「女学則表」など明治最初期のカリキュラム編成に見られるとおり,なお健在であった。これは歴史的に見れば,1899(明治33)年の高等女学校令に結実する良妻賢母主義へと最終的に収斂してゆくものであったが、しかし、その変化は直線的なものではなかった。

女子教育関係者による女学生向けの雑誌をはじめとして、各種のメディアの論調を見るとき、『女大学』流の伝統的な「女徳」と文明開化の時代における西欧の男女同権思想の影響による「女権」との間にいかに整合性をつけるかが、女子教育をめぐる最大の課題であったことがわかる。この過程を女性向け雑誌によって踏査すれば、女性のリテラシーをめぐる状況が、一見、従来の規範を改変するように見えながら、じっさいにはジェンダーによる規範の新たな編成と強化が進行する過程であったことは明らかである。

新聞・雑誌の興隆にみられるメディアの時代としての明治は、これらを媒体として「小説」というジャンルが勃興する時代としてもとらえることができる。事実、女性が読むべき書物から戯作や院本を排除する近世の制限的な読書リストを更新し、女性の読み物を劇的に増加させることにおいて、種々の文学雑誌が果たした役割は看過することができないほど大きい。また、西洋文学を範とすることによって上昇した小説の地位は、女性の読書の対象を拡大するのみならず、女性の書き物がそうしたものにまで及ぶことを可能にした。しかし、すでに『小説神髄』において女性は二流の読者としてみなされていたように、「小説改良」という文学の近代化にもまた、ジェンダーによる機制が働いていた。女性の書く小説には固有の使命が割り当てられ、女性の読む小説は彼女の果たすべき義務にふさわしいか否かによって注意深く選定されたのである。

第三章「女の小説を読む」

ここでは、前章において指摘した女性の読み書きをめぐる規範のうち、もっとも強い禁忌の対象として女性が排除されていた「小説を書く」という行為がもつ意味を、女性向け雑誌の文芸欄や文学雑誌に掲載された小説を読み解きながら考察する。女性たちが自らの書き物に託したものは、いったい何であったのか。

1890年前後に女性によって書かれた小説は、田辺花圃『藪の鶯』、清水紫琴『こわれ指環』などが代表するように、その多くが「結婚」を大団円とするか、逆にその破局を結末として持つ、いわば〈結婚小説〉とでも命名しうるようなものであった。それらは、一読すれば女の本分が「結婚」にあるとする家父長的な言説を反復しているように見えながら、しかし、仔細に検討すればその実、規範的な結婚に対する疑義を書き込み、そこから逸脱するようなプロットを構造し、支配的言説

に反逆するような登場人物を形象化さえしていた。

女性の読み書きの規範に明らかなように、家庭を維持する存在としてのみ女性を認定する近代家父長制のもとで、女性の人生の目的は「妻」であり「母」であることであって、それが書くことの保証であった。女性にとって「結婚」を書くということは、まり、存在の根拠を問うということにほかならず、その結果、自らが置かれた抑圧的状況を対象化し、そこでの自己存在を内省する物語が書かれるに至ったのである。数々の抑止的脅迫的な言説に抗して出現した女性の小説には、書くことが透徹した社会認識につながる表現であることの可能性と、それを通じてなされる自己形成という行為を読みとることができるだろう。

第四章「女の文体を計る」

本章では、これまでの考察で明らかになった、女性が表現することをめぐる規範の内面化とそこからの逸脱とのあいだの 抗争を、小説を中心とする書き物の文体分析を運じで考察する。

女性向け雑誌の多くは、読み書き能力の必要性を謳いながらもそれを日常書簡文のような私領域のものに留めようとする 規範を書きちらす一方で、女性の書き物をそこから逸脱させる動きに拍車をかけるような場所を誌面のなかに作り出してい た。「点取り文」あるいは「懸賞文題」といった企画がそれであるが、この結果、『いらつめ』は投書雑誌的性格さえ帯びる ようになり、その懸賞小説募集企画は、他の女性向け雑誌にも飛び火して、小説を書く女性の一群を出現させることになっ た。

このとき女性が採用した小説の構造と文体は、ジェンダーの観点からきわめて興味深い考察対象である。そもそも女性による言文一致体小説は絶対数において少数派であったが、それは「俗文体」と呼ばれるこの文体があまりに卑俗にすぎるものとみなされていたために、作者の知性、品性を表わすべき地の文をそれによって書くことがとりわけ女性には困難だったからである。しかし、言文一致体の展開と定着の過程において、読者に相対する顕在的な語り手が消失するとともに、登場人物の心理や意識が解説的な描写から直接な表出によって描かれるようになり、書き手と語り手の切断が実現される。ここにおいて、女性による言文一致体小説が出現する。

近代文学における語り手の消去,語りの無人称化は表現の主体を隠蔽することによって,女性が性の標識をもたない表現主体としての男性の言語を獲得することを可能にした。それは,現実の女という性をもつ作者とは分離された主体による表現を実現することであり,男性登場人物の意識や彼の視点を通した世界として物語を構築することを意味するものであった。このような小説が,近代国民国家の言語としての言文一致体すなわち無人称化されているがゆえに男性言語にほかならない,「男装文体」としての近代文体への参与を意味しているとすれば,他方で,それとはまったく逆に,語る存在としての女性をテクストの全面に押し出した一群の一人称体小説が女性によって書かれていることを確認することができる。そこでは心理を外言として語る描写に女の性を与えることで,男装文体によらない言文一致の可能性が探られている。それは語り手としての女性を顕在化し,この可視化された女性性を主体としてあえて引き受けることによって,近代文体における男性性の覇権に対する対抗としての女性表現を文学テクストのなかに定位したのである。

論文審査の結果の要旨

本論文は、明治初年から、樋口一葉が登場する直前の時期、明治20年代初めにかけての文学史を、女性の文筆活動に焦点を当てることによって考察したものであるが、極めて特異な方法に貫かれている。すなわち、近世以来の女性に対する抑圧が近代の国家体制の中で再編強化されるという状況下では、女性にとって、いかに書くかという問題以前に、書くことそれ自体を獲得するための闘いがなければならなかったという基本的な着眼点のもとに、女性の自己表現を、読み書きという行為の様々なあり方と、それをめぐる社会的な規範の様相という視点から考察することを意図しており、通常の文学史研究のような、作家個々のモチーフや作風に関する議論はほとんど見られない。

この意図を実現するために、論者は明治前半期の新聞・雑誌を精力的に博捜し、芸娼妓を含む無名の女性たちの投書や、 地方の女学校の校内誌にまで目を及ぼして、女性の文章表現史研究の資料の底辺を画期的に拡大した。この行き届いた資料 調査によって、個々の論点のかなりイデオロギッシュな主張に、重厚な実証の裏付けが与えられている。 第一章「女の声を拾う」は、読売新聞などの小新聞に掲載された女性の投書を詳細に分析して、明治初年には、江戸話し言葉をそのまま文章にしたごとき口語文体が普通であったのが、明治10年代には文語文体が優勢になるという変化が見出されることを明らかにする。この一種の逆転現象は、論者によれば、新聞流通地域の拡大に伴って、共通言語としての文語文が復権してきたことによるものであり、それは社会が維新直後の混乱から安定に向かい、婚姻や家庭という制度が近代的な国家体制の中に位置づけられてゆく過程に見合っている。女性の投書者から芸娼妓や下女が姿を消し、中上層の女性が主となること、男女同権より良妻賢母思想を唱える投書や記事が増えてゆくこととの指摘と相まって、論者の分析は説得力がある。

第二章「女の読み書きを追う」は、まず「女大学」式の伝統的な婦徳が、女子に対する学校教育の定着という近代的な流れの中で、新たな婦徳へと変質再編されてゆく過程を、明治10年代の末から簇出する女性向け雑誌の論調を検討するごとによって明らかにする。次いで新聞・雑誌という媒体に支えられて勃興した小説という新たなジャンルが、女性の読み物の数量を一気に拡大したこと、それに伴って、女性が読んでも差し支えない読み物の枠を定めようとする婦徳鼓吹の言説が盛んになったこと、そうした枠を越えて、小説を読むばかりでなく、書くことを通して自己を表現しようとする欲求が女性の中に芽生えてきたことを、膨大な資料を縦横に駆使して明快に論証する。

第三章「女の小説を読む」は、今日においてはほとんど忘れ去られている明治20年前後の女性作家による小説を博捜して、新しい女性像、新しい男女関係への希求が、婦徳重視の強固な社会通念に妨げられつつも、遅々たる歩みながら確実に定着してゆく様相を、描き出す。たとえば、それらの小説において、中心人物の多くが父母の片方、あるいは双方を欠くという設定になっていて、両親の家庭生活が描かれることがないのは、両親世代の男女が築く家庭が子供にとって模範でありえないものだったことを反映していると指摘するなど、鋭い着想を随所に挿入した論証は、説得力に富む。

第四章「女の文体を計る」は、女性の文章の文体を小説を中心に分析して、「女らしくあれ」という規範の拘束に女性たちがいかにあらがってきたかを論ずる。俗語による文章である言文一致体を採用するのは、優美上品であることを強要されていた女性にとって、男性よりも困難であったという指摘は興味深い。さらに論者は、女性の言文一致体の小説に一人称体の語りの形式のものが多い理由について、これが女性の状況を描ききるために極めて有効な文体であった次第を、清水紫琴の『こわれ指環』(明治24年)を詳細に分析することによって示す。このくだりは表現主体と作中の語り手との関係について周到に考え抜いた卓抜な論証と評するに足りる。

本論文はこのように幾多の新知見を盛り込んでいるが、なお望まれる点がないわけではない。近代日本において、文学を求める精神への抑圧は、女性においてだけではなく、「軟弱」な文学青年を富国強兵路線に対する反対派、役立たずの遊民と見なす風潮として、男性においても一貫して存在していたのであるが、本論文はこのことへの目配りを欠いている。男性作家たちの活動にも、国家路線に対する抵抗という側面があったことを視野に入れて、女性作家の活動と対比させれば、本論文の考察は一層の奥行きを加えたであろうと思われる。また、明治期の女性の自己表現史の一つのピークをなす樋口一葉は、他のすべての面において新しかったとしても、文体においては完全な守旧派、伝統回帰派である。言文一致体の深化に女性の自己表現の可能性を見出そうとする論者は、一葉におけるこの逆説をどう説明するのか、時代的に一葉までは本論文の対象になっていないのではあるが、相応の言及があってしかるべきであった。

以上審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。2001年11月1日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。